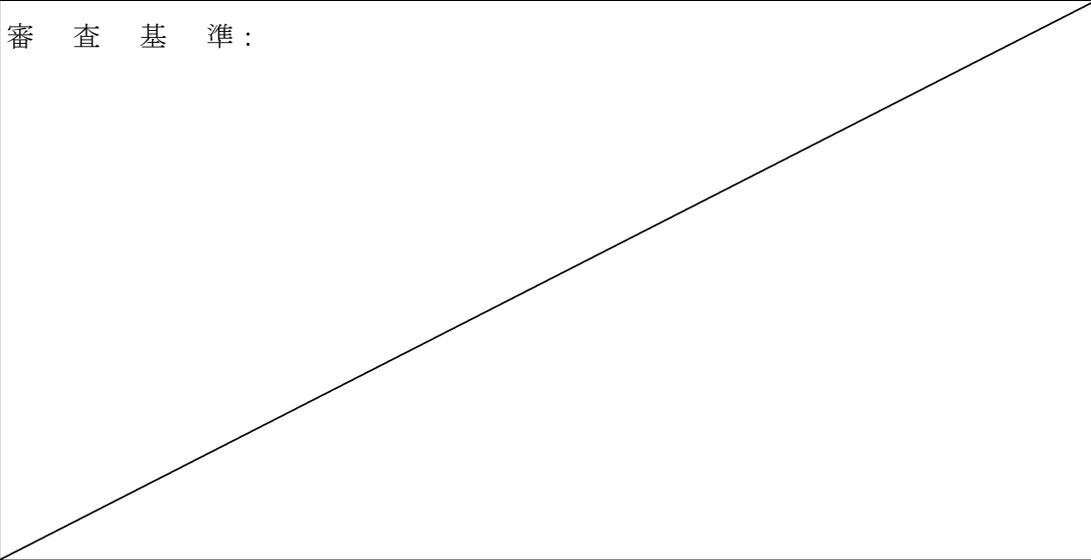


# 審査基準

令和5年7月13日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の16第2項
処分の概要：クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の16第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第82条の3（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審査基準： 
標準処理期間：3日（書換えにあつては1日）
申請先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問い合わせ先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備考：

## 審査基準

令和5年7月13日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根拠条項：第24条第2項
処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第24条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）
審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標準処理期間：2日
申請先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問い合わせ先：生活安全部生活保安課（017-723-4211）
備考：